

自己株式を取得して資本金等の額を減らす取引の 税務・会計・会社法の取扱い

法人住民税の均等割額は、「資本金等の額」で決まります。そこで、「資本金の額」を減らしたい法人も少なくないようです。自己株式を取得すると、「資本金等の額」は減少します。しかし、平成27年度の税制改正で、均等割額の課税標準が、次のように改正されました。

「資本金等の額」が「資本金と資本準備金の合計額」を下回る場合の均等割額の課税標準は、「資本金と資本準備金の合計額」とする。

そのため、自己株式の取得にあわせて、減資や自己株式の消却を実施しないと、均等割対策としての効果は得られません。自己株式を取得して資本金等の額を減らす取引の税務・会計・会社法の取扱いを、具体的、かつ、わかりやすく解説します。

I. 純資産の部に関する税務の取扱い

II. 自己株式の取得に関する税務・会計・会社法の取扱い

1. 自己株式の取得と会社法の取扱い
2. 自己株式を取得すると、なぜ資本金等の額が減少するか
3. 取得時の会計処理と税務処理
4. 取得時にどのような申告調整が必要か
5. 自己株式を消却するために必要な手続き
6. 消却時の会計処理と税務処理
7. 消却時にどのような申告調整が必要か など

III. 減資に関する税務・会計・会社法の取扱い

1. 旧商法と会社法で、減資手続きの何が変わったか
2. 減資を行うために必要な手続き
3. 減資で資本金等の額を減らすには、プラスαとして何が必要か
4. 資本の払戻しとはどのようなことか
5. 資本の払戻しを行うと、なぜ資本金等の額が減少するか
6. 資本の払戻しの会計処理と税務処理
7. 資本の払戻し時の申告調整 など

IV. 自己株式の取得と資本の払戻しの異同点

講師紹介 税理士 齋藤 雅俊 氏 氏

昭和48年、明治大学商学部卒業。昭和55年、税理士登録。

公認会計士 辻会計事務所(現 辻・本郷税理士法人)副所長を経て、平成17年1月、税理士齋藤雅俊事務所を開設、現在に至る。

＝ 開催要領 ＝

1. 日 時 平成27年9月15日(火) 13時30分～16時30分(受付開始13時00分)
2. 会 場 税理士会館8階会議室(下記案内図参照)
3. 定員・受講料 150名(先着順)・会場受講1名 6,000円
4. お申込方法 下記振込用紙に税理士名・登録番号・住所・電話番号をご記入のうえ、研修日1週間前までに受講料をお振り込み下さい。入金確認をもって受付とさせていただきます。先着順に受け付け、定員に達し次第締め切らせていただきますのでご了承ください。また、受講料は発行いたしませんので、当日は郵便局の払込票兼受領証を受付にお持ちくださるようお願いいたします。
 - ・研修日1週間前を過ぎてからのお申込みの場合は、必ずお電話でご連絡のうえ受講料は振込にてお支払いください。
 - ・会場受講のキャンセルにつきましては研修日2週間前までにご連絡いただければ、振込手数料差引のうえ、ご返金いたします。それ以降のキャンセルにつきましてはご返金できませんので、予めご了承ください。
5. 問い合わせ先 東京地方税理士協同組合(電話:045-243-0551 FAX:045-243-0550 <http://www.tochizeikyo.com>)
 ㈱日税ビジネスサービス(電話:03-3340-4488 FAX:03-3340-6702 <http://www.nichizei.com>)

※研修受講管理システム導入のため、電子証明書(原寸大コピー可)をご持参ください。

組合ニュース5月号に振込用紙付きパンフレットを同封しております。お手元のない方は、協同組合事務局(TEL045-243-0551)宛にお電話ください。事務局よりパンフレットを送付いたしますので、お申込の場合は受講料をお振込みください。入金確認をもって受付となります。